

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。費用の記載がない場合は無料。詳しくは、市公式サイトをご覧ください。

注意

確定申告はe-Taxや郵送、管轄である青梅税務署へ
高齢の方などを除き、市職員による確定申告の仮受付・相談は行いません

※高齢の方や体の不自由な方など、e-Taxや青梅税務署の利用が難しい方のみ、市役所での仮受付・相談を行います。詳しくは、下の表をご覧ください。
※住民税（市民税・都民税）の申告は、例年通り、市役所へお越しください。

◆申告・相談の受付内容、受付期間（いずれも土・日曜日、祝日を除く）

申告の内容	市役所		青梅税務署
	税理士による 無料申告相談	市職員申告相談	
	2月4日(金)～15日(火) (事前申込制:5ページをご覧ください)	2月16日(水)～3月15日(火) の午前9時～11時30分、 午後1時～3時30分	2月1日(火)～3月15日(火)の午前8時30分～午後4時(入場整理券が必要:5ページをご覧ください)
住民税(市民税・都民税)申告	×	○	×
確定申告	年金・給与所得	○	「高齢の方」などが対象
	営業・農業などの事業所得(白色・青色)	○	×
	不動産所得(白色・青色)	○	×
	住宅借入金等特別控除	○	×
	損失申告	市役所では受け付けません。 青梅税務署で相談してください。	
	土地・家屋・株式などの譲渡所得		
	過年分(令和2年分以前)		
作成済み確定申告書の提出	×	提出用ポストへ※	○

※市役所で「作成済み確定申告書」を提出する場合、1階市民ホールと4階大会議室(申告会場)に設置する「提出用ポスト」を利用してください(受付時間内のみ)。利用する場合は「住所、氏名」を記載した封筒(使用済み可)に確定申告書を入れて、投函してください。受付印が押印された控えが必要な方は、申告する方の「住所、氏名」を記載した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
※当日の混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合があります。
※午前8時までは庁舎内に入ることはできません。また、午前8時15分ごろまでは、正面玄関から入ることはできません。地下1階玄関(青梅線側)を利用してください。
※感染症拡大防止のため、事前に並ばないでください。
※感染状況などにより、受付会場を閉鎖する場合があります。

◆申告は3月15日(火)まで！

期限までに申告がないと、令和4年度の課税・非課税証明書が発行できない場合や、当初に送付する納税通知書などに、申告内容の反映が間に合わないことがあります。注意してください。



▲医療費控除について

- ⑨ 生命保険や地震保険の控除証明書
 - ⑩ 医療費控除やセルフメディケーション税制の明細書(事前に作成してください)、そのほか控除を受けるために必要な書類
 - ⑪ 寄附先からの領収書など
 - ⑫ 身体障害者手帳や愛の手帳(療育手帳)など
 - ⑬ 配偶者の所得が明らかになる資料
 - ⑭ 国外に居住する親族を扶養している扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除の適用を受ける方は、親族関係書類(戸籍の附票、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など)と送金関係書類(送金依頼書など)
- ※外国語で作成されている場合は、日本語に翻訳されたものも必要です。



令和4年度住民税(市民税・都民税)の申告・相談

令和3年分所得税などの確定申告 仮受付・相談(高齢の方など対象)

受付期間 2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日を除く)
受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分
会場 市役所4階大会議室

問合せ 課税課市民税係☎165

重要

★国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、昨年中の収入がなかった場合でも、必ず申告をしてください。
★同居している住民票上世帯が別になつている場合は、扶養されていても申告が必要です。

▼住民税申告が必要か確認できます



◆提出方法
申告書に「署名」し、「電話番号」や「社会保険料控除(書類の添付がない場合)」「配偶者・扶養親族に関する控除」「本人該当」、令和3年中に収入のなかった方は裏面の「7.収入(所得)のなかった方へ」などの必要事項を記入の上、必要書類を同封して郵送してください。
※書類が同封してあれば、金額は記載しなくて結構です。
※申告書の控えに受付印が必要な方は、「住所、氏名」を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
郵送先 〒205-8601(所在地記載不要) 羽村市課税課市民税係 宛

◆住民税(市民税・都民税)の申告が不要な方

- 所得税などの確定申告をする方
- 令和3年中の所得が1か所からの給与のみで、勤務先から市に年末調整された給与と支払報告書が提出されている方
- 1月1日現在65歳以上の年金収入のみで、年金収入が151万5000円以下の方

◆住民税(市民税・都民税)の申告が必要な方

- 給与所得のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方(提出の有無は勤務先に確認してください)
- 事業・不動産・配当・個人年金・そのほかの所得のあった方で、所得税などの確定申告が不要な方
- 非課税所得(遺族年金・障害年金・雇用[失業]保険・生活保護受給)のみの方
- 収入がなかった方(市内の同一世帯の方から扶養されている場合は不要)
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料、国民年金保険料などを納付書・口座振替・クレジットカードで納付している方で、それらの社会保険料を自分の所得控除に入れる場合

◆住民税(市民税・都民税)申告・相談、確定申告の際に必要な書類など

- ① 申告書(事前に届いている方)
- ※市民税・都民税申告書は2月7日(月)発送予定です。
- ※確定申告の用紙は、市からは送付していません。青梅税務署に問い合わせてください。
- ② 給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料
- ③ 年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票
- ④ マイナンバーカード、または住所・氏名が住民票と一致している通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類(確定申告の場合は写しの提出が必要)
- ⑤ 所得税などの還付の場合は、金融機関の通帳など口座番号のわかるもの
- ⑥ 令和2年分の確定申告書の控え(申告がスムーズに行えます)
- ◆各控除を受ける場合
- ⑦ 国民年金保険料などの控除証明書
- ⑧ 社会保険料などの領収書(令和3年中に国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料などを支払ったもの)